

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 東京都大田区大森中三丁目19番9号
氏名 有限会社金剛運輸
代表取締役 金剛寺 修司

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

いわき市長 内田 広之



許可の年月日 令和 6年 4月 5日
許可の有効期限 令和13年 3月16日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集及び運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）

廃ポリ塩化ビフェニル等

ポリ塩化ビフェニル汚染物

汚泥（特定有害産業廃棄物）

以上6種類

注）特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る項目は別紙記載のとおり。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年 3月17日 新規許可

平成26年 3月17日 更新許可

平成31年 3月18日 更新許可

平成31年 3月18日 変更許可

（廃ポリ塩化ビフェニル等及びポリ塩化ビフェニル汚染物の追加）

令和 6年 4月 5日 更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン若しくはベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

以上11項目

廃酸（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上23項目

廃アルカリ（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上23項目

汚泥（アルキル水銀化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

以上23項目

以下余白

ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る項目

廃ポリ塩化ビフェニル等 (次の(1)及び(2)に掲げるものに限る。)

- (1) 電気機器又はOFケーブル (ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。) に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの (以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。) が廃棄物となったもの
- (2) ポリ塩化ビフェニルの濃度が廃ポリ塩化ビフェニル等一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの ((1)に掲げるものを除く。)

ポリ塩化ビフェニル汚染物 (次の(1)から(5)までに掲げるものに限る。)

- (1) 微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- (2) 汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずのうち、当該汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずに塗布され、又は染み込んだポリ塩化ビフェニルの量が汚泥、紙くず、木くず又は繊維くず一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの ((1)に掲げるものを除く。)
- (3) 廃プラスチック類のうち、当該廃プラスチック類に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が廃プラスチック類一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの ((1)に掲げるものを除く。)
- (4) 金属くずのうち、当該金属くずに付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が金属くずに付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの ((1)に掲げるものを除く。)
- (5) 陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物 (以下「陶磁器くず等」という。) のうち、当該陶磁器くず等に付着し、又は封入されているポリ塩化ビフェニルの量が陶磁器くず等に付着し、又は封入されている物一キログラムにつき五千ミリグラム以下のもの ((1)に掲げるものを除く。)

以下 余 白